

# 地方独立行政法人長野県立病院機構第2期中期目標

平成26年12月12日 制定

平成29年6月8日 改正

## 前文

本県の医療政策を担う病院として、地域医療や高度・専門医療を提供してきた須坂、駒ヶ根、阿南、木曾、こどもの県立5病院は、平成22年4月、県の組織から独立し地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）として新たに運営を開始した。

平成22年度から平成26年度までの第1期中期目標期間において、病院機構は地方独立行政法人としての柔軟で自律的な組織運営のメリットを活かし、積極的な職員採用により医療スタッフの充実を図った。また、地域の医療需要を見極め、診療体制を整備し、適切な医療を提供するとともに、感染症、精神科救急・急性期医療、高度小児医療、周産期医療など他の医療機関では対応が困難な高度・専門医療を提供し、引き続き県の医療政策の一翼を担った。さらに、安定した経営基盤の確立に向け職員が一丸となって経営改善に取り組み、財務面での目標も達成するなど、この間における病院機構の様々な取組とその成果は地方独立行政法人という運営形態を選択した県として一定の評価をするものである。

一方、医師確保などの継続している課題や役割が増している県内医療水準向上に向けた人材育成の取組、さらに今後進んでいく医療制度改革など、病院機構を取巻く環境の変化や諸課題への積極的な対応が求められている。

このような状況を受け、県は以下の第2期中期目標を病院機構に示すものであるが、病院機構は県民への医療サービスの向上を通じ、県立病院として求められる公的使命を積極的に果たしていくことを期待するものである。

なお、今後予定されている信州保健医療総合計画（第6次長野県保健医療計画、計画期間：平成25年度から平成29年度まで）の見直しに合わせ、この中期目標も必要な見直しを行うものとする。

## 第1 中期目標の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

## 第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

病院機構は、県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を提供することなどにより、県民の健康の維持及び増進並びに県内医療水準の向上に努めること。

### 1 医療・介護サービスの提供体制改革を踏まえた地域医療、高度・専門医療の提供

#### (1) 地域医療の提供

##### ア 地域医療の提供（信州医療センター、阿南病院、木曾病院）

地域の医療需要を見極め、診療体制を整備して医療を提供すること。

##### イ へき地医療の提供（阿南病院、木曾病院）

へき地医療拠点病院として、へき地における住民の医療を確保するため、無医地区への巡回診療を行うこと。また、医師不足に悩むへき地診療所を支援すること。

##### ウ 介護老人保健施設の運営

地域医療を補完するため、阿南・木曾介護老人保健施設の運営を行い、適切なサービスの提供に努めること。

#### (2) 地域包括ケアシステムにおける在宅医療の推進

高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・看護・リハビリ・薬剤指導など）を積極的に推進すること。

#### (3) 高度・専門医療の提供

ア 感染症医療の提供（信州医療センター）

県内唯一の第一種感染症指定医療機関及びエイズ治療中核拠点病院であり、第二種感染症指定・結核指定医療機関であることを踏まえ、感染症に関する高度な専門医療を提供するとともに、発生予防やまん延防止など県が行う感染症対策と連携した役割を果たすこと。

イ 精神医療の提供（こころの医療センター駒ヶ根）

県の政策的・先進的な精神医療を担う病院として、精神科の救急・急性期医療を着実に実施するとともに、児童思春期精神疾患及びアルコール・薬物依存症などの専門医療を積極的に行うこと。

医療観察法（※）に基づく指定入院・指定通院医療機関の運営を行うこと。

（※） 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）

ウ 高度小児医療、周産期医療の提供（こども病院）

県における高度小児医療を担う病院として診療機能の充実を図り、二次医療圏では対応できない高度な小児医療及び救急救命医療を提供すること。

「総合周産期母子医療センター」は、信州大学医学部附属病院やその他産科医療機関と連携を図りながらその役割を果たすこと。

エ がん診療機能の向上（信州医療センター、阿南病院、木曽病院、こども病院）

がん診療連携拠点病院との連携を強化するなど、県立病院のがん診療機能の向上を図ること。

(4) 災害医療などの提供

長野県地域防災計画に基づく県立病院の役割を果たすこと。また、木曽病院は木曽地域（二次医療圏）における災害拠点病院としての役割を果たすこと。

電子カルテのバックアップシステムを構築するなど、災害時に必要な医療を確実に提供できる体制を整えること。

新型インフルエンザなどの発生時には、県の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき率先してその責任を果たすこと。

(5) 医療におけるICT（情報通信技術）化の推進

他の医療機関と連携した遠隔医療を行うなど、ICTを活用し医療サービスの質の向上を図ること。

2 地域における連携とネットワークの構築による医療機能の向上

(1) 地域の医療、保健、福祉関係機関などとの連携

ア 地域の医療機関との連携

地域との連携体制を強化し、他の医療機関との機能分担を進めて、県立病院の持つ医療機能を効率的・効果的に提供できる体制づくりを進めること。

イ 地域の医療機関への支援

各県立病院の持つ人的・物的な医療資源を活用した地域医療機関への支援体制を充実させ、地域医療全体の機能向上を図ること。

ウ 地域の保健、福祉関係機関などとの連携の推進

市町村、保健福祉事務所（保健所）、児童相談所などの関係機関やNPOなどと連携し、児童虐待への対応、母子保健、予防医療から退院後の支援まで、幅広い分野で患者などへの支援に取り組むこと。

(2) 5病院のネットワークを活用した診療協力体制の充実強化

各県立病院の特長を活かした相互協力体制を推進すること。

県立病院間における医師の派遣などにより、医療供給体制の充実を図ること。

3 人材の確保・育成と県内医療水準の向上への貢献

(1) 医療従事者の確保と育成

- ア 積極的な医療従事者の確保  
働きやすい環境の整備、大学や他の医療機関との連携促進などを通じて、医師などの医療従事者の確保に積極的に取り組むこと。
  - イ 研修体制の充実  
各県立病院の特長を活かした研修体制の充実を図り、全職員の知識・技術の向上を図ること。
  - ウ 医療技術の向上  
認定資格の取得を促すなど、医師、看護師及び医療技術職員の医療技術の向上を図ること。
  - (2) 県内医療に貢献する医師の育成と定着の支援
    - ア 信州型総合医の養成  
地域の医療現場で必要とされている、患者の全身を幅広く診療できる信州型総合医について、県立病院の特色を活かしたプログラムと研修システムの構築により、積極的に養成すること。
    - イ 臨床研修医の受入れと育成  
魅力ある質の高い研修システムを構築し、初期臨床研修医及び専門研修医の積極的な受入れと育成を行い、県内医療機関への定着の支援を図ること。
  - (3) 信州木曾看護専門学校運営  
信州木曾看護専門学校を運営し、地域医療を担う看護師を育成すること。
  - (4) 県内医療水準の向上への貢献
    - ア 県内医療従事者を対象とした研修の実施  
シミュレーション教育を活用した研修の積極的な実施などにより、県内医療従事者の技術水準の向上に貢献すること。  
医師の研修などを行う信州医師確保総合支援センターの分室として、県と連携し研修などの充実を図ること。
    - イ 医療関係教育機関などへの支援  
医療関係教育機関などへ職員を講師として派遣するとともに、実習生の受入れなどを積極的に行い、県内医療従事者の育成に貢献すること。
  - (5) 医療に関する研究及び調査の推進
    - ア 研究機能の向上  
大学などとの連携や科学研究費の活用などにより研究の推進を図ること。
    - イ 医療に関する臨床研究への参加  
医療に関する調査研究や治験（国へ新薬の製造を承認申請するための成績収集を目的とする臨床試験）などに積極的に参画し、医療水準の向上に資すること。
    - ウ 地域への情報発信による健康増進への取組  
県立病院で行った研究及び調査の成果をホームページや地域との懇談会などを通じて積極的に公開し、県民の健康増進に役立てること。
- 4 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供
- (1) より安全で信頼できる医療の提供
    - ア 医療安全対策の推進  
安全で安心な医療を提供するために、医療事故などを防止するための医療安全対策を徹底するとともに、医療事故発生時には、病院内に原因の究明と再発防止を図る体制を確保すること。  
院内感染防止対策を確実に実施すること。
    - イ 患者中心の医療の実践  
患者の権利を尊重し、信頼と満足が得られる医療サービスを提供すること。
    - ウ 適切な情報管理  
長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）及び長野県情報公開条例（平

成 12 年長野県条例第 37 号) に基づき適切な情報管理を行うこと。

(2) 患者サービスの一層の向上

ア 患者満足度の向上

患者を対象とした満足度調査を定期的に行い、診療待ち時間の改善など患者サービスの向上に努めること。

イ 患者への診療情報の提供

ホームページなどを通じて臨床評価指標（クリニカルインディケーター）などの診療情報を積極的に提供すること。

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の強みである経営体としての柔軟性・自律性・迅速性を引き続き発揮し、業務運営の改善・効率化に努めること。

1 法人の力を最大限発揮する組織運営体制づくり

(1) 柔軟な組織・人事運営

人事評価制度を充実するなど、医療環境の変化に柔軟に対応し、的確な組織・人事運営を行うこと。

(2) 仕事と子育ての両立など多様な働き方の支援

ワークライフバランスに配慮した「働きやすい職場環境づくり」に取り組むなど、職員の多様な働き方を支援するための環境整備を図ること。

2 経営力の強化

(1) 病院経営に一体的に取り組むための職員意識の向上

職員が意欲をもって働き、病院経営に積極的に参画していくための取組を推進すること。

(2) 経営部門の強化

医療環境の変化に的確に対応するため、経営能力の向上を図ること。

3 経営改善の取組

(1) 年度計画と進捗管理

P D C A手法を活用し年度計画の進捗管理を的確に行うこと。

(2) 収益の確保と費用の抑制

レセプト（診療報酬明細書）などのデータの把握と活用により収益の確保を図るとともに、費用の抑制に努めること。

(3) 情報発信と外部意見の反映

積極的な広報活動により、地域住民の県立病院に対する理解を深めてもらう取組を推進すること。

外部の意見を取り入れる仕組みにより、地域の住民や関係機関との積極的な連携を図るとともに、業務の改善を行うこと。

(4) 病床利用率の向上

効率的な病床管理を行い、病床利用率の向上を図ること。

第 4 財務内容の改善に関する事項

病院機構は、経営基盤を強化し、安定した経営を続けるため、次の目標を達成すること。なお、県は病院機構の中期計画に予定される運営費負担金を適正に負担する。

1 経常黒字の維持

中期目標期間の累計で経常収支比率 100%以上を維持すること。

2 資金収支の均衡

中期目標期間内の資金収支を均衡させること。

第5 その他業務運営に関する重要事項  
なし